

資産等報告書の記載状況 (抜粋)

収入

区分	人数	給 与				報 酬				事 業 収 入			
		500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし
本人	16	1	3	1	11	9	0	0	7	0	1	0	15

※収入の給与・報酬・事業収入について、配偶者および親族は報告義務がない。

区分	人数	配 当 金				利 子				賃 貸 料			
		50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	該当なし	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	該当なし
全体	39	9	0	0	30	27	0	0	12	1	0	0	38
本人	16	6	0	0	10	11	0	0	5	1	0	0	15
配偶者	14	2	0	0	12	9	0	0	5	0	0	0	14
親 族	9	1	0	0	8	7	0	0	2	0	0	0	9

区分	人数	謝 礼 金				年 金				そ の 他			
		10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上	該当なし	20万円未満	20万円以上 300万円未満	300万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	該当なし
全体	39	0	0	0	39	1	20	1	17	1	0	2	36
本人	16	0	0	0	16	0	10	1	5	1	0	2	13
配偶者	14	0	0	0	14	1	7	0	6	0	0	0	14
親 族	9	0	0	0	9	0	3	0	6	0	0	0	9

※香春町政治倫理条例第7条に基づき、新たに提出義務者となった議員5人については収入の報告義務がない。

資産

区分	人数	土 地				建 物				預 貯 金			
		500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	該当なし
全体	39	5	5	3	26	9	5	2	23	27	7	5	0
本人	16	4	5	3	4	7	4	2	3	9	4	3	0
配偶者	14	0	0	0	14	2	1	0	11	10	2	2	0
親 族	9	1	0	0	8	0	0	0	9	8	1	0	0

税などの納付状況

区分	人数	所 得 税				事 業 税				町 県 民 税			
		10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし	10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし	10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし
全体	39	18	2	4	15	0	0	0	39	10	12	5	12
本人	16	9	1	4	2	0	0	0	16	3	8	5	0
配偶者	14	6	0	0	8	0	0	0	14	6	1	0	7
親 族	9	3	1	0	5	0	0	0	9	1	3	0	5

区分	人数	自 動 車 税				固 定 資 産 税				国民健康保険税			
		10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし	10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし	10万円未満	10万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし
全体	39	16	0	0	23	8	6	0	25	3	1	4	31
本人	16	10	0	0	6	7	6	0	3	3	1	4	8
配偶者	14	5	0	0	9	1	0	0	13	0	0	0	14
親 族	9	1	0	0	8	0	0	0	9	0	0	0	9

区分	人数	介 護 保 険 料				軽自動車税			
		5000円未満	5000円以上 1万円未満	1万円以上	該当なし	5000円未満	5000円以上 1万円未満	1万円以上	該当なし
全体	39	0	0	17	22	4	11	1	23
本人	16	0	0	9	7	4	4	0	8
配偶者	14	0	0	5	9	0	4	1	9
親 族	9	0	0	3	6	0	3	0	6

区分	人数	水 道 使 用 料				公 営 住 宅 家 賃			
		5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上	該当なし	20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	該当なし
全体	39	6	6	0	27	2	1	0	36
本人	16	6	6	0	4	2	1	0	13
配偶者	14	0	0	0	14	0	0	0	14
親 族	9	0	0	0	9	0	0	0	9

香春町 政治倫理審査会答申

9月4日、資産等報告書に関する
審査意見書が提出されました。



▲町長に意見書を答申する神谷会長(左)

●政治倫理条例とは
主権者としての町民の責務を規定するとともに、町民を代表してまちづくりを行う町長や議員など(※)が、町民全体の奉仕者としてその信頼に応えるべく人格および倫理の向上に努めるように様々な事項を定めたものです。

※町長、副町長、教育長、教育委員、町議会議員、農業委員を指します。

●資産等報告書について
条例対象者のうち町長等(町長、副町長、教育長、および町議会議員とその配偶者、扶養または同居の親族)について、前年1年間今年(平成28年)の収入、贈与およびもてなし、資産、地位、肩書き、税等の納付状況について毎年5月31日までに町長等は町長に、町議会議員は議長に資産等報告書を提出しなければならないと定められています。

また、報告書を町民の閲覧に供すること、政治活動の透明性向上を図っています。

●政治倫理審査会
町長等および町議会議員から提出された資産等報告書の審査を主な目的として設置されています。これは地方自治法に定められた町長の附属機関であり、学識経験者と町民のうちから選ばれた7人の委員で構成されています。

資産等報告書審査意見書(要旨)

審査結果

- 審査の過程で、15名、計17件(うち資料提出依頼1件)について、文書による照会等を行った。照会事項の多くは、記入漏れ、誤記又は記載上の不備によるものである。なお、文書による照会の具体例は、資料5のとおりである。
- 当審査会の照会に対し、すべて回答があった。回答内容を審査の結果、問題点はすべて適切に補正され、さらに調査を要する疑義はないと判断し、これらの回答を了承した。
- 当審査会は、資産等報告書を審査した結果、条例第13条にいう、提出の遅滞、虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例はなく、特にさらに調査を要する疑義はないものと判断する。また、昨年と比較した資産等の変化に関して、不合理な点が認められるものはないと判断する。

むすび

- 提出義務者各位におかれては、条例の趣旨をよく理

解して、資産等報告書を提出された。当審査会の多岐にわたる、細かな照会に対して、迅速に御回答いただいたことに敬意を表する。

- 本年3月、町議会議員選挙が行われ、議員5名が新たに提出義務者となった。この方々は、条例の趣旨をよく理解して、議員就任前の資産等を報告され、その内容も適切なものであった。
- 新たな任期の開始に伴い、全議員から条例第5条の規定に基づき、宣誓書が提出された。また、2名の議員から条例第18条第3項の規定に基づき、辞退届が提出され、当審査会もこれらを確認した。
- 5月に町長等及び議員を対象として政治倫理と資産公開制度に関する研修会が実施された。これは、「公正で開かれた民主的な町政の発展」(条例第1条)に寄与する重要な取組であると考えられる。
- 当審査会は、近隣自治体での資産等報告に関する制度廃止や改正など、政治倫理を巡る動きについて、今後も注意深く見守っていくこととする。

香春町政治倫理審査会委員 (任期2年 平成30年5月10日まで)

氏名	肩書	備考
神谷 英二	福岡県立大学人間社会学部教授	会長
横本 稔	元香春町収入役	副会長
市川 俊司	弁護士	
白井 秀人	元田川信用金庫総合企画課長	
富田 佳宏	元福岡県立東鷹高校参事事務長	
大坪 松雄	採銅所9区区長(採銅所区長会会長)	
江藤 志登美	建設会社取締役	

資産等報告書および審査意見書は香春町民であればどなたでも閲覧することができます。

※閲覧には印鑑が必要です

問 資産等報告書(町長等)・審査意見書
総務課 庶務係 ☎32-2511

資産等報告書(町議会議員)
議会事務局 ☎32-8411

